

牛舎整備を支援します

事業内容

但馬牛繁殖雌牛5頭以上の規模拡大かつ整備後飼養規模が10頭以上となる牛舎整備（増築・補改修等を含む）の支援

R8年度内容

事業実施主体に市町、畜産クラスター協議会、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業法人、農業者の組織する団体、畜産を営む者（認定農業者、認定新規就農者に限る）

補助内容

事業主体

市町、農業協同組合、農業協同組合、連合会、農業法人、畜産クラスター協議会※、生産者集団※、畜産を営む者（認定農業者、認定新規就農者）

※クラスター協議会、生産者集団に限り、その構成員に対して本事業の助成を行うことができる。



要望締切り:R8.7.8(水)

補助率

3分の1以内（予算の範囲内）、規模拡大1頭当たり240千円以内又は48千円/㎡以内のいずれか低い金額（特認事業費もあるため詳細はお問い合わせ下さい）

事業対象施設等

- ・事業対象は飼養管理施設及び付帯設備（スタンション等）とし、堆肥舎は事業の対象外です。
- ・牛舎面積は、原則として繁殖雌牛1頭当たり15㎡以下、繁殖雌牛の増頭に伴い生産される子牛（0か月～概ね9か月齢まで）1頭当たり3㎡以下とする。規模単価は、上記の価格を上限とし、規模単価を超える部分については、原則、交付の対象外です。

<お問い合わせ>

阪神農林振興事務所 農政振興課

TEL:079-562-8849

FAX:079-562-8805